

本発行サービスは、平成 16 年 1 月 16 日、主務大臣（総務大臣、法務大臣、経済産業大臣）より、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 102 号）第 4 条第 1 項に規定する特定認証業務として認定されたものです。

電子認証局は、電子申告など電子化された行政手続きにおいて利用可能とするため、政府認証基盤のブリッジ認証局（GPKI）との接続（相互認証）を行えることになっており、国税庁長官が定める電子証明書発行サービスの一つとして、「国税庁長官が定める電子証明書に関する定め（平成 16 年 2 月 2 日から適用）」においても、一番目に明記されています。

本発行サービスは、IC カードに記載された所有者に関する情報が、税理士法の規定に従って日税連に備える税理士名簿に登録された本人と一致すること、すなわち IC カードに記載された公開鍵情報と対になる秘密鍵情報の所有者が税理士であることを第三者に対して証明するものであり、利用できる者は税理士に限定されます。

電子署名法では、加入者証明書に記載された事項において、認定の対象となりえる範囲を加入者の氏名、住所及び生年月日に限定しているため、氏名（ローマ字）以外の情報、例えば税理士番号は、当該加入者の属性情報であり認定対象外の事項となっています。また、加入者から得た個人情報、本発行サービス提供のためにのみ使用され厳重に保護されます。

発行される IC カード（有効期間満了日平成 20 年 9 月 30 日）は、タンパフリー（改ざん不能）な秘密鍵格納媒体で加入者の秘密鍵と電子証明書を格納しており、電子証明書の用途としては、「①税理士法第 2 条に定める事務、②自己の租税に係る行政機関への申告、申請、届出等、③日税連または税理士会への申請、届出等」となっています。

なお、国税関係において電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年 7 月 14 日財務省令第 71 号）により、「所得税、法人税及び消費税にかかる申告、全税目にかかる納税、青色申告の承認申請、納税地の異動届及び納税証明書の交付請求、税理士法第 30 条の書面の提出、同法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による書面の添付」など、95 の申請等が対象となります。

3 IC カード（電子証明書）取得申請等における留意事項

税理士が IC カードの取得を希望する場合、日税連から送付された重要事項説明書をよく理解し「電子証明書発行申請書兼利用同意書（以下「申請書等」という。）」に所要事項を記入のうえ電子認証局に提出することが必要です。

申請手続きに関しては、一連の業務の細則として規定されている「電子認証局事務取扱要領」に基づき極めて厳格な審査を行っていることから、記入に誤りがある時には拒否通知として、「申請書等」が本人に返却されます。

留意していただきたい事項について、以下に記載させていただきます。

(1) 「申請書等」提出

添付書類としては、申請日記入年月日から 3 ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書、住民票の写し（日本人の場合）が必要です。なお、このほか日本に居住する外国人の方は登録原票記載事項証明書を、旧姓を使用している方は戸籍抄本または個人事項証明書が必要です。

- ①提出年月日は必ず記入してください。
- ②実印については、照合可能となるよう鮮明に押印してください。押印ミス（ずれた、欠けたなど）があった場合は、×で消して押し直してください。
- ③自宅の電話番号についてはプレプリントされていない場合がありますので、必ず記入してください。なお、電話番号が変更になっている場合には、二重線で消し、訂正印（実印）を押して訂正してください。
- ④氏名等に関し、字が違う場合、新字と旧字（異字体）については同一とみなし、訂正する必要はありません。また、外字の場合は、IC カード作成時に対応できないため、申請書記載どおりの字で訂正しないでください。
- ⑤郵便番号の間違いについては、二重線で消し、訂正印（実印）を押して訂正してください。
- ⑥住所については、住民票記載どおりが原則ですが、申請書等と同一と確認できる範囲（丁目、番、号、番地の「一」、「の」、「ノ」の置換え）は問題ありません。住民票に記載のないマンション名、ビル名等の記載があるときは、プレプリントのまま削除する必要はありません。
- ⑦氏名ローマ字に関し、例えば 00、SI、TI から OH、SHI、CHI 等つづりの変更については、原則としてプレプリントどおりでお願いいたします。「氏名ローマ字」欄の綴りについては、ヘボン式ローマ字（パスポートの表記法）によることとされています。仮に、訂正する場合は、二重線で消し、訂正印（実印）を押して訂正してください。
- ⑧住民票の写しは、市（区）町村で発行された公的機関印のあるものを提出していただきたく、コピーは不可です。

(2) 電子証明書受領書の提出

IC カードは、本人限定受取郵便で事務所所在地を管轄する郵便局に送付されます。郵便局での保管期間は 10 日間で、期間内に受け取らない場合には電子認証局に返送され、発行した IC カードは、失効となります。また、電子認証局から IC カードを発送した後、30 日以内に受領書が返送されない場合にも IC カードは失効となりますので、IC カード受領の日から 14 日以内に受領書を電子認証局に返送してください。

- ①受け取った IC カードについては、記載事項及び動作に問題がないことを確認し、受領書にその旨を記載することが必要です。
- ②受領書には、「1. 問題がない」「2. 記載事項に誤りがある」「3. 記載事項を確

認できない」の3つの回答項目があるので、確認の結果を必ず記入してください。(いずれかの番号を○で囲むこと。)

- ③記載事項などの確認は、ICカードリーダーで行う必要がありますが、自分で所持していない場合は所属する税理士会又は支部に備えてあるリーダーライターを利用してください。
- ④「受領日」及び「氏名」の記載洩れ、「受領印（実印）」の押印洩れのないよう注意してください。
- ⑤日税連として動作確認の取れているICカードリーダーは、「サクサ（旧田村電機）HR330C」（販売先は「テルウェル東日本」）「NTTコミュニケーションズPD2102P」「松下電器ZUR-2AAA001」の3機種です。

4 ICカード取得にご協力を

日税連の電子認証局は三つの局からなり、また発行されるICカードも膨大な数となることから、e-Japan戦略を側面から支える他に類を見ない重要な民間認証局として高く評価されています。

電子証明書発行申請書処理状況（下表）の如く、46,829件の申請書が提出されています。現在、電子認証局における処理件数は1日800件前後となっており、申請から約2週間後にICカードが税理士事務所に届くこと（本人限定受取郵便）となります。

全国すべての税理士が、日税連の取り組みをご理解いただき、ICカード取得に一層のご協力を賜りますことを念願しております。

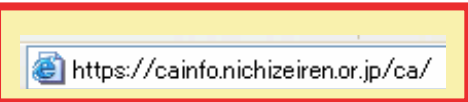
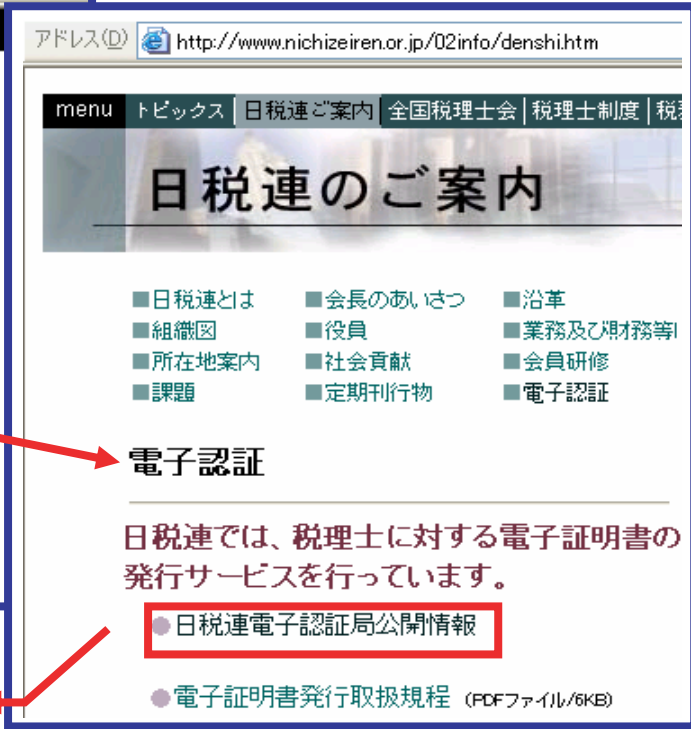
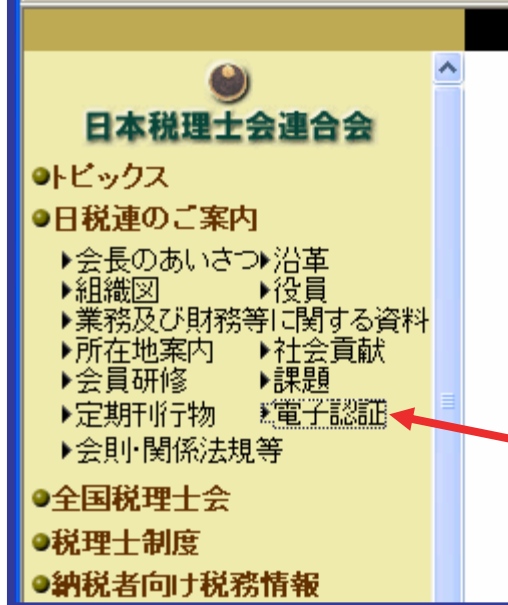
表：電子証明書発行申請書処理状況

段階区分	合計
申請書提出数	46,829件
申請書受付（処理）件数	45,825件
審査通過（OK）件数	36,116件
審査拒否（NG）件数	9,709件
受領書提出数	28,563件

（平成16年5月25日現在）



- 《 参考 》
- ① 日税連ホームページ「日税連のご案内」
 - ② 「日税連のご案内」⇒「電子認証」
 - ③ 日本税理士会連合会電子認証局公開情報



日本税理士会連合会電子認証局公開情報 更新日 平成16年 5月21日

※重要なお知らせがあります。[ここをクリックして下さい](#)。(平成16年 5月21日更新)

1. 日本税理士会連合会電子認証局税理士証明書発行サービス認証業務運用基準 (CP/CPS)
[ダウンロード\(PDF\)](#)
2. 重要事項説明書
[ダウンロード\(PDF\)](#)
3. 日本税理士会連合会電子認証局自己署名証明書
[自己署名証明書ダウンロード\(DER形式\)](#)
[自己署名証明書フィンガープリントダウンロード\(PDF\)](#)
4. 検証者利用同意書
[ダウンロード\(PDF\)](#)
5. 各種申請書類
 - ・電子証明書失効請求書 [ダウンロード\(PDF\)](#)
 - ・加入者情報開示申請書 [ダウンロード\(PDF\)](#)
 - ・電子証明書受領書 [ダウンロード\(PDF\)](#)
6. 相互認証
 - ・相互認証を行った認証局
ブリッジ認証局(平成16年1月27日)
 - ・相互認証を取り消した認証局
なし
7. 失効情報
 - ・失効情報についてのお知らせ